

保存版



仙台市立西中田小学校父母教師会規約

令和6年4月～

仙台市立西中田小学校父母教師会

仙台市太白区西中田7丁目7番1号

☎022(241)5285

仙台市立西中田小学校父母教師会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は仙台市立西中田小学校父母教師会といい、事務局を同校内に置く。

(目 的)

第 2 条 この会は父母と教師とが協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。

(方針と活動)

第 3 条 この会は前条の目的を達成するため次の項により運営する。

<方 針>

1. 教育並びに福祉のため活動し、他の団体や機関と協力し合う。ただし、学校人事その他教育行政に干渉しない。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。

<活 動>

1. よい父母、よい教師となるようつとめる。
2. 家庭と学校の緊密な連携によって児童の生活の指導につとめる。
3. 児童の教育環境及び生活環境の改善・充実・浄化につとめる。
4. 会員相互の教養を高め親睦を深める。
5. その他、この会の目的を充実するため、会員相互の理解と協力により自主的な活動につとめる。

第 2 章 組 織

(会 員)

第 4 条 この会は仙台市立西中田小学校に在学する児童の保護者及び、同校に勤務する教職員でこの会を構成し、会費を負担する。

(入会と退会)

第 5 条 本会への加入は任意であり、加入する時は父母教師会入会同意書を提出する。

2. 在校中の退会時は、PTA退会届を会長に提出する。

(専門委員会)

第 6 条 この会に次の専門委員会を置く。

1. 文化専門委員会
2. 広報専門委員会
3. 保健体育専門委員会
4. 校外指導専門委員会

(地区委員会)

第 7 条 この会に地区別の委員会を置く。

(学年委員会)

第 8 条 この会に学年別の委員会を置く。

第 3 章 機 関

(会 合)

第 9 条 この会に次の機関を置く。

1. 総 会
2. 役 員 会
3. 運営委員会
4. 特別委員会
5. 会計監査委員会

(総 会)

第 10 条 総会はこの会の最高の議決機関である。

第 11 条 総会は年1回の定期総会および臨時総会とする。

2 定期総会は4月に開催し、次のとおりとする。

- (1) 前年度活動報告、決算・監査報告および承認。
- (2) 年間活動計画、予算の審議および承認。

3. 臨時総会は運営委員会が必要と認めた場合または、会員の10分の1以上の要求があった場合に1ヵ月以内に開催する。

第 12 条 総会において議事をすすめる議長は出席者の中から選出する。

第 13 条 総会の定足数は委任状を含め会員の5分の1以上の出席者をもって成立し、総会の議決は出席者の過半数の同意をもって決定する。

(役 員 会)

第 14 条 役員会は次のことを行う。

- (1) 本会の運営に関する連絡協議。
- (2) 事務局提案による審議決裁。
- (3) 運営委員会並びに総会に提案する事項の審議。
- (4) その他役員会で必要と認めた事項。

(運営委員会)

第 15 条 運営委員会は役員、各専門委員長、地区委員長、学年委員長をもって構成し、代理権を認める。

第 16 条 運営委員会は次のことを行う。

- (1) 総会で決定または、付託された事項の処理。
- (2) 総会に提案する事項の審議。
- (3) 補正予算。
- (4) 運営に関する規程、細則の改廃。
- (5) 地区委員会の分離、併合、新設の審議。
- (6) 各種委員会から提示された事項の審議。
- (7) その他運営委員会が必要と認めた事項。

第 17 条 運営委員会は会長が必要と認めたときまたは、構成員の3分の1以上の要求があった場合に開催する。

第 18 条 運営委員会は構成員の2分の1以上の出席者をもって成立し、議事は出席者の過半数で決定する。

(特別委員会)

第 19 条 この会に次の特別委員会を置く。

- (1) 役員、会計監査委員選考委員会
 - (2) 予算編成委員会
 - (3) 規約改正委員会
 - (4) 総会で必要と認めた委員会
- 2 特別委員会に必要な事項は別に定める。
 - 3 特別委員会は任務終了をもって解散する。

(会計監査委員会)

第 20 条 この会の経理を監査するため2名の会計監査委員を置く。

- 2 会計監査委員は他の役員及び委員を兼ねることはできない。
- 3 会計監査委員はこの会の出納、その他 会計事務を監査し、その結果を総会に報告する。
- 4 必要に応じて臨時に会計監査をすることができる。
- 5 会計監査委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第 4 章 役 員

(役員の種類と任期)

第 21 条 この会の役員は次のとおりとする。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 3名(内1名教頭)
3. 事 務 長 1名
4. 事務次長 2名(内1名教員)
5. 書 記 3名(内1名教員)
6. 会 計 2名(内1名教員)

第 22 条 各役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 会長に欠員を生じたときは、副会長の互選により副会長がその任に当る。会長以外の役員に欠員を生じたときには運営委員会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

(参与 顧問)

第 23 条 この会に参与及び顧問を置く。参与は学校長とする。

- 2 参与は諸会合において意見を述べることができる。
- 3 顧問は役員会にはかって会長が委嘱し、会長の諮問に応じる。

(選 出)

第 24 条 役員の選出は別に定める「役員・会計監査委員選考委員会規程」に従って選出する。

(任 務)

第 25 条 この会の役員の任務は次のとおりとする。

1. 会 長

(1) この会を代表し、本会運営の職務を行う。

(2) 総会、役員会、運営委員会、特別委員会を招集する。

(3) 会計監査委員の会合を除くすべての会合に出席して意見を述べることができる。

2. 副 会 長 会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3. 事 務 長 会長の指示により、この会の事務を総括し、その処理にあたる。

4. 事務次長 事務長の指示により、この会の事務と他の団体や機関への事務処理にあたる。

5. 書 記 総会、役員会、運営委員会の議事に関する重要事項を記録、保管する。

6. 会 計 予算に基づいて一切の会計事務を別に定める「会計細則」「旅費規程」「慶弔見舞金規程」等に従って処理に当たる。

第 5 章 会 計

(経 費)

第 26 条 この会の活動に要する経費は会費、その他の収入をもってあてる。

2 会費は総会において決定する。

(会計年度)

第 27 条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 6 章 改 正

(規約の改廃)

第 28 条 この規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

ただし、改正の提案については事前にその内容を全会員に通知しておかなければならない。

付 則 昭和58年 4月 1日 実施

7行削除

令和 6年 4月25日一部改正

付 規 程

(以下の規程は運営委員会の承認によって改変する)

委員会規程	P6
役員・会計監査委員選考委員会規程	P7
予算編成委員会規程	P7
規約改正委員会規程	P7
会計細則	P8
旅費規程	P8
慶弔見舞金規程	P8
表彰規程	P9
個人情報取扱規則	P10
父母教師会組織図	P11

委員会規程

- 第 1 条 この規程は専門委員会、地区委員会、学年委員会に関する事項を定める。
- 第 2 条 各委員会の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前年度委員は、新年度総会まで、その委員会の助言にあたる。
- 第 3 条 各委員会に委員長及び副委員長を置く。ただし、地区委員会は別に定める。
- 2 委員長・副委員長は委員の互選とする。
- 3 委員長はその委員会の事務を統括し、その委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときこれを代理する。
- 第 4 条 会議は必要に応じて委員長が招集する。
- 2 会議の日時、場所、内容等についてはあらかじめ事務局に報告する。
- 第 5 条 会議を進めるための司会、議事記録者は委員長が指名する。

(専門委員会)

- 第 6 条 専門委員会は各地区、各学年の会員と教職員会員から推薦された委員で構成する。
- 2 文化、広報、保健体育の委員会は各学年と学級相当数及び教職員会員若干名の委員をもって構成する。
- 3 校外指導委員会は各地区より2名ずつと教職員会員若干名の委員をもって構成する。
- 第 7 条 各専門委員会は目的達成のため、必要な活動を行う。
1. 文化委員会
講演、講習、懇談、映画、展示会、見学等の教育的催しを開き成人教育につとめる。
2. 広報委員会
(1) 会報を発行する。
(2) 同じ目的を持つ他の団体または機関と、情報および意見の交換をはかる。
3. 保健体育委員会
(1) 保健衛生環境の充実、体育的行事の企画運営にあたる。
(2) スポーツ、レクリエーションなどを通じ会員相互の親睦をはかる。
4. 校外指導委員会
(1) 児童の家庭・社会生活並びに自主的な集団生活の指導にあたる。
(2) 交通事故防止の協力、特に地区と協力し、この会の目的達成を推進する。

(地区委員会)

- 第 8 条 地区に所属する会員をもって構成する。
- 第 9 条 地区委員長・地区副委員長・校外指導委員・班長・その他の委員をおく。
- 第 10 条 地区委員長は地区の総括責任をもち、本会の目的達成をはかるため次の活動を推進する。
1. 学校と家庭の連絡周知をはかる。 2. 会員相互の親睦と啓発をはかる。
3. 地区子ども会の育成をはかる。 4. 年間行事を設定し、その活動をはかる。
- 第 11 条 地区委員長は会務の執行をするため、地区を数班に分けることができる。
- 第 12 条 地区総会は地区の最高議決機関で地区が必要と認めるとき、地区委員長が招集する。

(学年委員会)

- 第 13 条 学年委員会は学年から推薦された4名と学級担任教師で構成する。
- 第 14 条 この委員会は会員相互の親睦をはかり、自主的な学級学年懇談会などの活動をはかる。

(その他)

- 第 15 条 この規程によるほか、運営に必要な事項は、規約に反しない限り各委員会で決めることができる。

付 則 昭和59年 3月10日 実施
3行削除
令和6年2月21日 一部改正

役員・会計監査委員選考委員会規程

- 第 1 条 この規程は役員・会計監査委員選考委員会に関する事項を定める。
- 第 2 条 この委員会は学年全体から代表3名、本部役員代表1名、教職員会員代表1名をもって構成する。
ただし、学年全体から専任の希望者がいない場合は、保体委員会が兼任する。
- 第 3 条 この委員会は委員長を互選し、委員長司会のもとに各地区推薦候補者と各学年推薦候補者の中より役員および会計監査委員候補者を選出する。
- | | | |
|----|------|----|
| 1. | 会長 | 1名 |
| 2. | 副会長 | 2名 |
| 3. | 事務長 | 1名 |
| 4. | 事務次長 | 1名 |
| 5. | 書記 | 2名 |
| 6. | 会計 | 1名 |
| 7. | 会計監査 | 2名 |
- ただし、教職員役員は教職員会員の推薦により選出する。
- 第 4 条 選考結果を書面にて、会員へ報告する。
- 第 5 条 選考委員が、役員・会計監査委員候補者となった場合、当該者は審議に加わらないものとする。
- 第 6 条 この委員会の運営に必要な事項は適宜に定める。

付 則 昭和58年 4月 1日 実施
8行削除
令和6年 2月21日 一部改正

予算編成委員会規程

- 第 1 条 この規程は予算編成委員会に関する事項を定める。
- 第 2 条 この委員会は役員、各専門委員長、地区委員長、学年委員長をもって構成する。
- 第 3 条 委員長には事務長があたる。
- 第 4 条 予算編成は事務局、それぞれの委員長の要求に基づいて予算案を作成する。
- 第 5 条 予算案は役員会、運営委員会を経て総会にはかる。
- 第 6 条 この委員会の運営に必要な事項は適宜に定める。

付 則 昭和58年4月1日 実施

規約改正委員会規程

- 第 1 条 この規程は規約第3章第18条3項に基づいて、規約改正委員会に関する事項を定める。
- 第 2 条 会長は、規約改正の提案があった場合、規約改正委員会を招集しなければならない。
- 第 3 条 この委員会は、役員会より2名、運営委員会（役員を除く）より2名、一般会員より2名、教職員会員より1名、計7名をもって構成し、委員長を互選する。
- 第 4 条 この委員会は、規約改正の提案のあった条項について規約改正（案）を作成し、運営委員会を経て総会にはかる。
- 第 5 条 この委員会の運営に必要な事項は適宜に定める。

付 則 昭和58年4月1日 実施
1行削除
平成15年4月26日 一部改正

会計細則

- 第1条 この細則は会計処理に関する事項を定める。
第2条 会計は総会において議決された予算に基づいて執行し、細則によって処理されなければならない。
第3条 財政管理についての責任は運営委員会が負う。

(予算)

- 第4条 会計の収入支出は、すべて予算に計上されなければならない。
第5条 補正予算は運営委員会の承認を受け、次期総会に報告しなければならない。また、緊急事態による予算の執行については次期運営委員会の承認を受けなければならない。

(支出事務)

- 第6条 1件10,000円以上の支出の場合は、会長決裁を受けなければならない。
第7条 1件10,000円未満の支出の場合は、事務長決裁で処理できる。
第8条 会計は毎年度末に同期内の会計報告書を作成し、会計監査委員の監査を受け、次期総会に提出し承認を受けなければならない。

付則 昭和58年4月1日 実施
平成14年2月28日 一部改正

旅費規程

- 第1条 この規程は旅費に関する事項を定める。
第2条 この規程は西中田小学校父母教師会を代表し、または会長命により学区外で開催された会議、研究会、研修会、調査、その他の会合に出席した会員に対して費用を負担する。
第3条 前条第2条の内容にかかる諸会合に出席した場合、次の基準によりその費用を支給する。
(1) 交通費 + 全日当 (1,000円)
(2) 交通費 + 半日当 (500円)
(3) 宿泊の場合はさらに宿泊費を支給する。
(4) 自己研修等については交通費実費とする。
(5) 自宅から参加会場までの往復移動時間を含め、4時間を超える場合は全日当を支給する。4時間に満たない場合は半日当を支給する。
第4条 西中田小学校父母教師会以外より旅費が支給された場合には重複して支給しない

付則 昭和58年4月1日 実施
令和6年2月21日 一部改正

慶弔見舞金規程

- 第1条 この規程は慶弔見舞金に関する事項を定める。
第2条 会員または退会会員が太白区PTA連合会及び教育関係諸団体から表彰された場合は、記念品を贈り祝意を表す。
第3条 会員の災害及び長期間の病気または3ヵ月以上の入院加療については、役員会の決裁により見舞金をおくる。
第4条 会員及び在学児童の死亡のとき
1. 弔電
2. 会員のとき 一金 10,000円の弔慰金
3. 児童のとき 一金 10,000円の弔慰金
4. 教職員両親 一金 10,000円の弔慰金
第5条 その他の慶弔については、必要に応じ役員会にはかり協議の上決める。

付則 昭和58年4月1日 実施
2行削除
令和6年2月21日 一部改正

表彰規程

- 第 1 条 この規程は表彰に関する事項を定める。
第 2 条 本会の発展に貢献した退会者に対しては総会の席上において表彰する。
第 3 条 退会者とは、在籍児童が当校を離れる場合と運営委員会構成者の教職員が転退職の場合をいう。
第 4 条 表彰は、運営委員会にはかり、会長がこれを行う。

付 則 昭和58年 4月 1日 実施
1行削除
令和 6年 2月21日 一部改正

表彰細則

- 第 1 条 この細則は表彰に関する事項を定める。
第 2 条 役職により以下のような点数をあてはめ、合計2.0点以上の者に対して会長より感謝状を贈る。
役員 : 会長2.0、副会長・事務長・事務次長1.5、書記・会計1.0、会計監査0.5
委員会 : 委員長1.0、
その他役員0.5 (副委員長・会計・班長・副班長・学年委員・専門委員・選考委員)
第 3 条 点数の対象はP会員のみとする。
第 4 条 同一人が同じ年内に複数の役を兼務した時は、そのまま点数を積算する。

付 則 昭和58年 4月 1日 実施
令和 6年 2月21日 一部改正

西中田小学校父母教師会 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 仙台市立西中田小学校父母教師会(以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース(以下、「個人情報データベース」という)の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員・各委員会委員長とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第7条 個人情報取り扱いの方法は、総会資料や広報資料等で会員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) PTA会費の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員・会計監査・会員等の名簿作成
- (4) 委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
- (5) 広報誌、PTA ホームページへの掲載

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いの下で、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者(第12条1号から4号の場合を除く)に提供した時は、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第12条1号から4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい(紛失を含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、役員・各委員会委員長・会員等に対して、定期的に個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

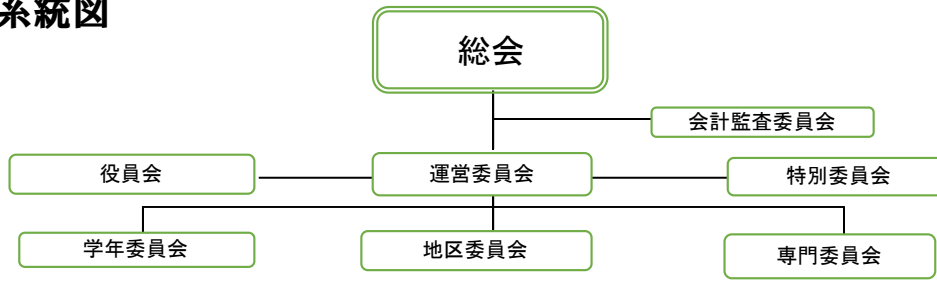
(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改正することができる。なお、本規則を改訂した場合は、第7条に定める周知方法をもって全員へ周知するものとする。

付 則 平成31年2月21日実施

—父母教師会組織図—

議決系統図



運営系統図

